

平成28年度・平成29年度 行政監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、市の事務の執行が、合理的かつ効果的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどについて、行政監査を実施した。

第2 監査のテーマ

「災害等に備えた防災備蓄品等の整備及び管理状況について」

第3 監査の目的

地震等の災害が発生した場合、発生直後における食料や生活必需品等を確保することは、市民の最低限の生活を確保するためにも極めて重要である。

本市では、「日向市地域防災計画」及び「日向市備蓄計画」に基づき食料や生活必需品等の備蓄調達対策を講じている。

そこで、今回は災害応急対策の一つである、食料、生活必需物資及び防災用資器材の管理状況を調査・検証することにより、今後の適正な事務執行及び防災力の強化に資することを目的とした。

第4 監査の期間

1 平成 28 年 12 月 5 日 から 平成 29 年 1 月 31 日まで

(1) ヒアリング・現地調査 平成 28 年 12 月 19 日

2 平成 29 年 9 月 27 日 から 平成 29 年 12 月 22 日まで

(1) ヒアリング・現地調査 平成 29 年 11 月 10 日

第5 監査の方法

今回の行政監査のテーマである「災害等に備えた防災備蓄品等の整備及び管理状況」について、所管課である防災推進課に対し、防災物資の備蓄及び整備に関する調査表の提出を求め、これらの資料に基づき、現地調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取し実施した。

第6 監査の着眼点

1 備蓄品等の適正管理について

- (1) 備蓄品等の整備計画
- (2) 備蓄品目・備蓄数量
- (3) 備蓄品等の取得、管理及び処分

2 備蓄倉庫等の適正管理について

3 備蓄品等の確保及び必要性に関する周知について

- (1) 各家庭や事業所等への周知は図られているか

4 備蓄品等の保管場所の周知について

- (1) 関係者や市民への周知は図られているか

第7 監査の結果

今回の監査においては、公的備蓄品等及び備蓄倉庫の整備に関する事項について監査を行った。

監査の結果、防災備蓄品等の管理・保存状況や備蓄倉庫等の整備状況については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において後述第8のとおり留意及び要望事項が認められたので、必要な措置を講じられたい。

なお、個別事項に対する措置が講じられた場合は、その旨通知されたい（地方自治法第199条第12項）。

1 備蓄に関する基本的考え

本市では、「災害対策基本法」の規定に基づき「日向市地域防災計画（平成29年2月17日現在）」（以下「地域防災計画」という。）を策定しており、この地域防災計画の第2節地震災害対策編において、

- ① 「備蓄に対する基本的な考え方」（第2節第7款）
- ② 「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」（第2節第8款）
- ③ 「食料の供給」（第8節第1款）
- ④ 「飲料水の供給及び給水の実施」（第8節第2款）
- ⑤ 「生活必需品の供給」（第8節第3款）

等の基本方針や実施計画が規定されている。（参考資料3を参照）

また、平成28年12月1日に策定された「宮崎県備蓄基本指針」（以下「県備蓄基本指針」という。）に基づき、南海トラフ巨大地震を想定とした「日向市備蓄計画」（以下「備蓄計画」という。）を平成29年3月に策定し、市が現物備蓄するものとして、食料品、生活必需品及び避難所用資器材等（以下「備蓄品等」という。）を計画的に備蓄することとしている。

(1) 想定災害

市の備蓄目標を定める上で想定する災害は、南海トラフ巨大地震とし、宮崎県災害想定での想定ケース ① としている。

【想定ケース ①】

内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース ⑪）を用いて、宮崎県が独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース（マグニチュード9.1、最大震度7、最大津波高15m）で、冬の深夜に発生したとの想定によるものである。

(2) 備蓄物資支給対象者

備蓄物資支給対象者については、平成 25年 10月に宮崎県が被害想定による生活への影響とした、災害における被災1日後の避難者数 約 22,000人、避難所外 約 11,000人に、本市の防災対策効果により減少が見込まれる想定犠牲者数約 15,000人を加えた約 48,000人としている。

(3) 備蓄分担

備蓄の分担を明らかにすることにより、自助・共助を促進するとともに、市及び事業者との協働を推進するため、分担割合については、県備蓄基本指針に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間とし、市民、市及び宮崎県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄するとともに、市が分担する分の4分の1は流通備蓄により調達することを目標としている。

(4) 公的備蓄品目（市現物備蓄）

市は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、粉ミルク、毛布等、乳幼児用オムツ、大人用オムツ、簡易トイレ」や避難所運営に必要な資器材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努めるとしている。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完としてペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努めるとしている。

(5) 公的備蓄目標（市現物備蓄）

備蓄物資支給対象者（約 48,000人）に配布する食料や生活必需品等の備蓄目標を年代や性別を考慮して算定しており、平均世帯構成人数は、平成 27 年国勢調査時点の2.4人としている。

食料品については、避難者1人当たり1日2食分の3日分を、飲料水については、避難者1人当たり必要となる3日分の飲料水3ℓのうち、1ℓは応急水により対応するものとし、残り2ℓのペットボトルでの備蓄を目標としている。

なお、現時点において、品目ごとの流通備蓄による分担率（量）は未定であるため考慮しないものとし、今後、流通備蓄協定を締結している事業者等の提供可能数量を確認し、実質的な公的備蓄目標値を定めることとしている。

2 公的備蓄品等及び備蓄倉庫の整備に関する現況

(1) 備蓄品等の整備計画について

備蓄品等に関する整備計画については、地域防災計画及び備蓄計画において規定されている。備蓄計画が平成 29 年 3 月に策定されたばかりであり、備蓄品等及び備蓄倉庫に係る予算措置については、平成 30 年度から平成 34 年度の 5 か年度にかけて計画的に行うこととしている。

したがって、現時点では、備蓄品等の備蓄量は目標数量を大きく下回っており、備蓄倉庫の整備もまだこれからという状況にある。

なお、備蓄品等に係る備蓄量及び備蓄目標数量は、次表のとおりとなっている。

備蓄品等に係る備蓄量及び備蓄目標数量一覧

平成29年10月1日現在

区分	品 目		備 蓄 量	備蓄目標数量	
	内 訳	内 容			
食料品等	食料（主食）	一般向け	アルファ化米	8,000 食	90,876 食
			エマーゼンシークッキー	1,000 食	
			ビスコ	900 食	
		アレルギー対応		0 食	1,855 食
		要配慮者向け		0 食	2,488 食
	粉ミルク	一般向け		0 g	49,231 g
		アレルギー対応		0 g	5,470 g
	飲料水	2 リットルペットボトル		3,078 本	0 本
500 ミリリットルペットボトル		0 本	192,000 本		
生活必需品	毛布（エマーゼンシーブランケット等も可）		809 枚	16,000 枚	
	紙オムツ	乳幼児用	0 枚	9,900 枚	
		大人用	96 枚	6,490 枚	
	女性用品		15,212 枚	14,410 枚	
	ほ乳瓶		0 本	391 本	
	トイレットペーパー		1,669 ロール	3,000 ロール	
	簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）		0 枚	229,760 枚	
	マスク		2,634 枚	48,000 枚	
ボディタオル		789 枚	48,000 枚		

	ウェットタオル		0 枚	48,000 枚	
	飲料水袋	給水袋 (6ℓ用)	8,600 袋	23,400 袋	
		バルーン (1,000ℓ用)	9 基	25 基	
	ごみ袋		0 枚	48,000 枚	
避難 所 用 資 器 材	炊き出し用釜		10 基	29 基	
	カセットコンロ		0 台	4 台	
	カセットガス		0 本	12 本	
	鍋		0 個	4 個	
	発電機		7 基	13 基	
	携行缶 (ガソリン用)		0 個	26 個	
	投光機		0 基	13 基	
	コードリール (50m)		0 個	26 個	
	ブルーシート (5.25×5.3m)		40 枚	65 枚	
	間仕切り	段ボール製		0 張	14,646 張
		テント		0 室	771 室
	マット (間仕切りテント用)		0 枚	1,542 枚	
	救急箱		0 セット	13 セット	
	簡易トイレ		90 セット	156 セット	
	トイレテント		45 張	156 張	
そ の 他	サバイバルシート (避難タワー等備蓄分)		2,750 枚		
	非常用トイレ	ユニバーサルタイプ			2 セット
		オストメイトタイプ			1 セット
		ユニバーサルタイプ (ドント・コイ)			35 セット
	簡易トイレ (避難タワー等備蓄分)		29 セット		
	簡易テント (避難タワー等備蓄分)		29 セット		
	非常用電池 (マグネシウム空気電池)		44 個		
	非常用照明 (ランタン：避難タワー等備蓄分)		29 基		
	投光機 (バルーンライト：後方支援拠点備蓄分)		5 台		
	ブルーシート (避難タワー等備蓄分)		137 枚		

(2) 備蓄品等の購入に係る決算の状況

公的備蓄品等については、地域防災計画に基づき、平成 24 年度から購入しており、食料品については、賞味期限を基に買換えを行うこととしており、資器材等については、耐用年数等を勘案しながら買換えることとしている。

なお、公的備蓄品等の年度別 (平成 24 年～平成 28 年度) の決算状況は、次表のとおりとなっている。

公的備蓄品等に係る年度別（平成24～28年度）決算状況

（単位：円）

年度	科目	決算額	備蓄品等
平成24年度	消耗品費	386,925 計 386,925	非常食購入 アルファ米（白米） 1,500食 アルファ米（わかめご飯） 500食
	備品購入費	302,967 560,700 計 863,667	仮設トイレ購入 札幌式ユニバーサルトイレ 1基 札幌式ユニバーサルトイレ 1基 オストメイト専用災害トイレ 購入 1基
平成25年度	消耗品費	89,250 449,400 計 538,650	クレシア簡易トイレ購入 20セット 非常食購入 アルファ米（わかめご飯） 1000食 アルファ米（山菜おこわご飯） 1000食
	備品購入費	47,250 973,350 計 1,020,600	避難用ダイナモラジオライト購入 10個 簡易トイレ購入 ワンタッチトイレニードP型 30セット ワンタッチ設営テントWT-1型 15セット
平成26年度	消耗品費	394,200 466,560 計 860,760	非常用食料購入 アルファ米（白米） 500食 アルファ米（わかめご飯） 500食 クッキー（チョコ味） 500食 クッキー（プレーン味） 500食 非常用マグネシウム空気電池購入 32個 うち商工港湾課負担 145,800円
	備品購入費	165,780 479,520 計 645,300	簡易トイレ専用テント購入 ワンタッチ設営テントWT-1型 10セット 簡易トイレ購入 ワンタッチトイレニードP型 20セット

平成27年度	消耗品費	883,440	避難施設備蓄品購入	
			サバイバルシート	870枚
			災害用組立式トイレ式	9式
			災害用簡易トイレ専用テント	9式
			ランタン	9基
			ターピーシート (5.4m×5.4m)	14枚
			ターピーシート (1.8m×1.8m)	30枚
		116,640	非常用マグネシウム空気電池購入	8個
		1,353,240	避難施設備蓄品購入	
			アルファ米 (白米)	500食
			アルファ米 (わかめご飯)	500食
			アルファ米 (ドライかれー)	500食
			サバイバルシート	670枚
			災害用組立式トイレ式	15式
			災害用簡易トイレ専用テント	15式
			ランタン	7基
			ターピーシート (5.4m×5.4m)	10枚
		計 2,353,320		
平成28年度	消耗品費	1,085,400	避難施設備蓄品購入	
			飲料水 (2Lペットボトル)	1200本
			アルファ米 (白米)	1500食
			アルファ米 (わかめご飯)	500食
			アルファ米 (五目ご飯)	500食
			組み立て式トイレ式	5式
			簡易トイレ用テント	5式
		計 1,085,400		

(3) 備蓄品等の保管状況

備蓄品等の保管については、集中的に東郷総合支所、東郷地区文化センター、消防本部の備蓄倉庫に保管されており、特に食料品のほとんどは、東郷総合支所及び東郷地区文化センターに保管されている。

備蓄計画では、東日本大震災や熊本地震では、地震や津波の影響による道路の寸断や物資の仕分け、搬送体制の確保、避難所ニーズの把握に時間を要したことから、避難所へ迅速かつ的確に、物資を届けることができなかつたため、本市においては、備蓄品等の分散備蓄を図ることとし、給食センターや拠点避難所となる小中学校の空きスペースの活用を図るとともに、新たな備蓄倉庫の整備について検討するとしている。

なお、備蓄品等の保管場所及び備蓄量の状況は、次表のとおりとなっている。

備蓄品等の保管場所及び備蓄量一覧

平成29年10月1日現在

区分	品 目		保 管 場 所	備 蓄 量	
	内 訳	内 容			
食 料 品 等	食料（主食）	一般向け	アルファ化米	東郷総合支所 2階	0食
				東郷地区文化センター	8,000食
				計	8,000食
		一般向け	エマージェンシークッキー （チョコ味） （プレーン）	東郷地区文化センター	500食
				東郷地区文化センター	500食
			ビスコ	東郷総合支所 2階	900食
				計	1,900食
			アレルギー対応		0食
			要配慮者向け		0食
	粉ミルク	一般向け		0g	
		アレルギー対応		0g	
	飲 料 水	2リットルペットボトル	日向市役所	0本	
			東郷総合支所 2階	2,814本	
東郷地区文化センター			264本		
計			3,078本		
500ミリリットルペットボトル		日向市役所	0本		
		東郷総合支所 2階	0本		
		東郷地区文化センター	0本		
		計	0本		
生 活 必 需 品	毛布（エマージェンシーブランケット等も可）		日向市役所	210枚	
			消防本部 1階	80枚	
			東郷総合支所 2階	174枚	
			やすらぎ館	16枚	
			中央公民館	185枚	
			細島公民館	50枚	
			日知屋公民館	14枚	
			南日向公民館	25枚	
			美々津公民館	55枚	
			計	809枚	
	紙オムツ	乳幼児用		0枚	
大人用		給食センター倉庫	96枚		
女性用品		給食センター倉庫	15,212枚		

	ほ乳瓶		0 本		
	トイレトーパー	東郷地区文化センター	1,669 ロール		
	簡易トイレ用汚物処理袋 (強力汚物処理剤含む)		0 枚		
	マスク	東郷地区文化センター	2,634 枚		
	ボディタオル	東郷地区文化センター	789 枚		
	ウェットタオル		0 枚		
	飲料水袋	給水袋 (6ℓ 用)	東郷総合支所 1階倉庫	1,400 枚	
			水道課 浄水場	7,200 枚	
		計	8,600 枚		
		バルーン (1,000ℓ 用)	水道課 浄水場	9 基	
	ごみ袋		0 枚		
避難所用資器材	炊き出し用釜		南町公民館	1 基	
			公園通り公民館	1 基	
			江良公民館	1 基	
			曾根公民館	1 基	
			亀崎中公民館	1 基	
			亀崎東公民館	1 基	
			向洋台公民館	1 基	
			本宮公民館	1 基	
			越表公民館	1 基	
			東郷総合支所	1 基	
			計	10 基	
		カセットコンロ		0 台	
		カセットガス		0 本	
		鍋		0 個	
		発電機		公園通り公民館	1 基
				山下公民館	1 基
				笹野東公民館	1 基
				笹野西公民館	1 基
				鶉毛公民館	1 基
				市役所地下	2 基
			計	7 基	
		携行缶 (ガソリン用)		0 個	
	投光機		0 基		
	コードリール (50m)		0 個		
	ブルーシート (5.25×5.3m)	日向市役所	40 枚		
	間仕切り	段ボール製		0 張	
		テント		0 張	

	マット（間仕切りテント用）		0 枚	
	救急箱		0 セット	
	簡易トイレ	東郷総合支所 2 階	27 セット	
		東郷地区文化センター	63 セット	
		計	90 セット	
	トイレテント	東郷総合支所 2 階	17 張	
		東郷地区文化センター	28 張	
		計	45 張	
そ の 他	サバイバルシート（避難タワー等備蓄分）	財光寺北住宅屋上	670 枚	
		堀一方避難タワー	200 枚	
		長江避難タワー	670 枚	
		往還 1 号避難タワー	920 枚	
		永江避難タワー	290 枚	
		計	2,750 枚	
	非常用トイレ	ユニバーサルタイプ	消防本部	2 セット
		オストメイトタイプ	消防本部	1 セット
		ユニバーサルタイプ（ドント・コイ）	給食センター倉庫	35 セット
			計	38 セット
	簡易トイレ（避難タワー等備蓄分）	財光寺北住宅屋上	7 セット	
		堀一方避難タワー	2 セット	
		長江避難タワー	7 セット	
		往還 1 号避難タワー	10 セット	
		永江避難タワー	3 セット	
計		29 セット		
簡易テント（避難タワー等備蓄分）	財光寺北住宅屋上	7 セット		
	堀一方避難タワー	2 セット		
	長江避難タワー	7 セット		
	往還 1 号避難タワー	10 セット		
	永江避難タワー	3 セット		
	計	29 セット		
非常用電池（マグネシウム空気電池）	東郷地区文化センター	44 個		
非常用照明（ランタン：避難タワー等備蓄分）	財光寺北住宅屋上	7 基		
	堀一方避難タワー	2 基		
	長江避難タワー	7 基		
	往還 1 号避難タワー	10 基		
	永江避難タワー	3 基		
	計	29 基		

投光機（ブルーシート：後方支援拠点備蓄分）	東郷地区グラウンド	2台
	J A日向宮農センター倉庫	3台
	計	5台
ブルーシート（避難タワー等備蓄分）	財光寺北住宅屋上	10枚
	堀一方避難タワー	6枚
	長江避難タワー	38枚
	往還1号避難タワー	57枚
	永江避難タワー	26枚
	計	137枚
簡易型発電機	市役所	2台

（４）備蓄品等の取得、管理及び処分

ア 備蓄品等に関する規則、要綱、管理台帳等の整備の有無について

備蓄品等に関する規則、要綱等はなく、各備蓄倉庫には備蓄品名や在庫数量等を記載したリストも備え付けられておらず、「災害用備蓄物資総括一覧表」にて一括管理されている。

平成 29 年度に導入する「被災者支援システム」の中に、「緊急物資管理システム」があり、このシステムの有効活用を検討している。

イ 備蓄品等の在庫数の状況について

備蓄品等の平成 29 年 10 月 1 日現在の在庫状況は、上表の備蓄品等の保管場所及び備蓄量一覧のとおりである。しかしながら、その後、地域における防災訓練等の実施により使用したものや購入するものがあるため、在庫数量は随時変動している。

ウ 備蓄品等の保管状況及び品目等表示について

東郷総合支所及び東郷地区文化センター備蓄倉庫における食料品等の保管状況については、整理整頓がなされ、倉庫内に整然と保管されている。備蓄品等には必要に応じて各梱包材（ダンボール箱）に、品名、購入年度、数量を記載したラベルを表示している。

なお、食料品（飲料水や主食など）については、賞味期限もあわせて記載されている。

東郷総合支所 2 階備蓄倉庫の状況



東郷地区文化センター備蓄倉庫の状況



エ 備蓄品等の処分について

食料及び飲料水については、5年間の賞味期限を有するものを計画的に購入することとしており、賞味期限が1年を切った食料品等については、地域での防災訓練等で使用するなど、廃棄処分することなく有効活用が図られている。

オ 備蓄倉庫等における、備蓄品等の点検（在庫確認）について

備蓄倉庫等における備蓄品等の点検については、原則として4半期ごとに実施することとしており、その他、備蓄品等の出庫及び入庫の際にも点検を行っている。

また、本庁日赤備蓄倉庫の所管課である福祉課や消防本部備蓄倉庫の所管課である警防課とも連携を図りながら、適正な在庫管理を実施することとしている。

(5) 備蓄倉庫等の整備について

本市においては、備蓄品等を集中的に東郷総合支所、東郷地区文化センター、消防本部倉庫に保管しているため、今後は、備蓄品等の分散備蓄を図ることとし、給食センターや拠点避難所となる小中学校等の空きスペースの活用を図るとともに、新たな備蓄倉庫の整備について検討することとしている。

ア 備蓄倉庫等の場所、保管形態及び整備状況等について

津波避難対策緊急事業計画（H27～H31）に基づく津波避難施設等 16 か所中、県事業 2 か所を除く、14 か所の津波避難施設等の建設が計画され、そのうち平成 27 年度に、財光寺北住宅屋上、堀一方避難タワー、長江避難タワーの 3 か所が、平成 28 年度に永江避難タワーが、平成 29 年度に往還 1 号避難タワーが完成しており、平成 30 年度の完成に向け、曾根避難タワー、切島山 2 区避難タワー、切島山 2 区避難山の 3 か所が現在建設中である。

避難タワー内に設置しているベンチ下の保管庫には、避難用資器材としてサバイバルシート、簡易トイレ、簡易テント、非常用照明、ブルーシートが保管又は保管される予定である。

また、備蓄計画に基づき、拠点避難所となる小中学校 10 か所、旧幸脇小学校及び牧水公園ふるさとの家については、空きスペースを利用して避難用資器材を整備することとしている。しかし、これらの整備は、日向中学校の備蓄倉庫を除き、平成 30 年度からの整備計画であるため、これから教育委員会や学校との協議を行うこととしている。

なお、備蓄倉庫等の場所、保管形態及び整備状況は、次表のとおりとなっている。

備蓄倉庫等の場所、保管形態及び整備状況一覧

平成29年10月1日現在

場 所（名称）	保管形態	整備状況
東郷総合支所 2 階	2 階旧議場利用	既設空き室を利用
東郷地区文化センター（拠点避難所）	1 階旧事務室の一部	既設空き室を利用
東郷地区グラウンド倉庫	グラウンド内の倉庫	既設倉庫を利用
やすらぎ館	2 階和室の一部	既設空き室を利用

本庁日赤倉庫	庁舎西側の1階車庫の一部を利用	既設空き室を利用
消防本部倉庫	1階旧指令室横倉庫	既設空き室を利用
財光寺北住宅屋上	屋上ベンチ下の保管庫	平成27年度完成 新設
堀一方避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成27年度完成 新設
長江避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成27年度完成 新設
永江避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成28年度完成 新設
往還1号避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成29年度完成 新設
曾根避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成30年度完成予定新設
切島山2区避難タワー	タワーベンチ下の保管庫	平成30年度完成予定新設
切島山2区避難山	避難山の最上部に新設	平成30年度完成予定新設
給食センター	センター内に倉庫を新設	平成26年度完成時に配備
日向中学校（拠点避難所）	屋内運動場内の1室に防災倉庫を新設	平成28年度完成
富高小学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	学校、教育委員会と協議し 配備予定
塩見小学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
大王谷学園初等部（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
大王谷学園中東部（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
財光寺中学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
平岩小中学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
旧幸脇小学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
美々津小学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
寺迫小学校（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
東郷学園（拠点避難所）	校内の空き教室を利用	同 上
牧水公園ふるさとの家（拠点避難所）	施設の空き部屋を利用	施設管理者と協議し配備 予定

イ 備蓄倉庫等の耐震能力及び条件整備について

現在、備蓄倉庫として使用している施設の耐震性については、一部に耐震調査が未実施のところもあるが、ほとんどの施設が耐震構造となっている。

また、備蓄品等の搬出及び搬入に支障があると判断される施設は、東郷総合支所2階の1か所であり、その他の備蓄倉庫においては、特に搬出及び搬入上の支障はないと判断した。

今後、整備しようとする拠点避難所における備蓄倉庫の選定に当たっては、耐震性や搬出及び搬入が迅速かつ的確に行われることに留意する必要がある。

ウ 備蓄倉庫等の表示について

現在、使用されている備蓄倉庫において、「防災備蓄倉庫」の表示があるのは、東郷総合支所2階及び日向中学校の備蓄倉庫の2か所であり、その他の備蓄倉庫については、表示がなされていない。

また、各避難タワーのベンチ下の保管庫及び自主防災組織の倉庫においても避難用資器材等の備蓄倉庫であることの表示はなされていない。

エ 備蓄倉庫の鍵の保管について

備蓄倉庫の鍵については、防災倉庫のすべての鍵を防災推進課が保管しているわけではなく、各施設長が防災倉庫の鍵を保管している。そのため、日向中学校の備蓄倉庫や往還1号避難タワー下の保管庫の鍵は、震度5弱以上の揺れにより自動的にボックスの扉が開く「地震解錠ボックス」内に保管されている。

日向中学校備蓄倉庫入口の体育館玄関に設置の「地震解錠ボックス」の状況



なお、備蓄倉庫等の鍵の管理者の状況は、次表のとおりとなっている。

備蓄倉庫等の鍵の管理状況

平成29年10月1日現在

備蓄倉庫の場所（名称）	備蓄倉庫等の鍵の管理者（予定を含む。）
東郷総合支所	管理者（東郷地域振興課長）
東郷地区文化センター（拠点避難所）	管理者（東郷地域振興課長）
東郷地区グラウンド倉庫	管理者（東郷地域振興課長）
やすらぎ館	管理者（いきいき健康課長）
本庁日赤倉庫	管理者（福祉課長）
消防本部倉庫	管理者（消防本部警防課長）
財光寺北住宅屋上	管理者（防災推進課）・（山下区長）
堀一方避難タワー	管理者（防災推進課）・（堀一方区長）
長江避難タワー	管理者（防災推進課）・（長江区長）
永江避難タワー	管理者（防災推進課）・（永江区長）
往還1号避難タワー	管理者（防災推進課）・（往還区長）
曾根避難タワー	管理者（防災推進課）・（曾根区長）
切島山2区避難タワー	管理者（防災推進課）・（切島山2区長）
切島山2区避難山	管理者（防災推進課）・（切島山2区長）
給食センター	管理者（防災推進課）・（給食センター長）

日向中学校（拠点避難所）	管理者（日向中学校長）
富高小学校（拠点避難所）	管理者（富高小学校長 予定）
塩見小学校（拠点避難所）	管理者（塩見小学校長 予定）
大王谷学園初等部（拠点避難所）	管理者（大王谷学園校長 予定）
大王谷学園中東部（拠点避難所）	管理者（大王谷学園校長 予定）
財光寺中学校（拠点避難所）	管理者（財光寺中学校長 予定）
平岩小中学校（拠点避難所）	管理者（平岩小中学校長 予定）
旧幸脇小学校（拠点避難所）	管理者（教育委員会教育総務課長 予定）
美々津小学校（拠点避難所）	管理者（美々津小学校長 予定）
寺迫小学校（拠点避難所）	管理者（寺迫小学校長 予定）
東郷学園（拠点避難所）	管理者（東郷学園学校長 予定）
牧水公園ふるさとの家（拠点避難所）	管理者（ふるさとの家支配人 予定）
上町保育所上防災倉庫	管理者（東草場区自主防災会長）
幡浦公園防災倉庫	管理者（幡浦区自主防災会長）
日知屋公民館南東高台防災倉庫	管理者（江良区自主防災会長）・（公園通り区自主防災会長）
迎洋園第2街区公園防災倉庫	管理者（迎洋園区自主防災会長）
細島官軍墓地駐車場防災倉庫	管理者（地藏区自主防災会長）
財光寺南小学校防災倉庫	管理者（財光寺南小学校長）
日知屋小学校防災倉庫	管理者（日知屋小学校長）
日知屋東小学校防災倉庫	管理者（日知屋東小学校長）

（6）流通備蓄の状況

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想されるため、本市では、民間事業者等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みを整えている。

なお、災害支援協定の締結状況は、次表のとおりとなっている。

災害支援協定一覧

平成29年10月1日現在

No.	協定等名称	協定先	締結年月日
1	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社塩見工務店	昭和49年 7月 5日
2	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社クリーン日向	昭和62年 3月17日
3	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社梶原建設クレーン	昭和62年 3月17日
4	宮崎県市町村防災相互応援協定	宮崎県内市町村	平成 8年 8月29日

5	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	宮崎県内水道事業者	平成10年 7月24日
6	災害時における日向市内郵便局と日向市の相互協力に関する覚書	日向市内郵便局	平成13年 3月 2日
7	宮崎県消防相互応援協定	宮崎県内市町村	平成18年 5月19日
8	日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定	日向東臼杵圏域5市町村	平成19年 7月20日
9	災害時における応援に関する協定	大阪府泉大津市・八興運輸株式会社	平成23年10月17日
10	日向市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	平成23年11月16日
11	災害時における物資の供給に関する協定書	カンショク株式会社	平成25年 4月26日
12	災害時における救援物資の提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	平成25年 4月26日
13	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社八興商事	平成25年 4月26日
14	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年 5月21日
15	災害時における救援物資の提供に関する協定書	サントリービバレッジサービス株式会社	平成25年 5月21日
16	災害時における物資の供給に関する協定書	平林食品株式会社	平成25年10月21日
17	災害時における災害緊急放送に関する協定	株式会社ケーブルメディアワイワイ	平成25年12月18日
18	災害対策の支援に関する協定書	日向設備士会	平成26年10月28日
19	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設業協会	平成27年 3月31日
20	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設事業協同組合	平成27年 3月31日
21	災害対策の支援に関する協定書	日向管工事協同組合	平成27年 3月31日
22	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書	社団法人宮崎県エルピーガス協会日向支部	平成27年 3月31日
23	災害時における物資の供給に関する協定書	日向市商店会連合会	平成27年 3月31日
24	災害対策の支援に関する協定書	日向市東郷町冠会	平成27年 3月31日
25	災害時における救援物資提供に関する協定	宮崎県農協果汁株式会社	平成28年 4月13日
26	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成28年 4月28日
27	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	全国21自治体	平成28年 6月 6日
28	災害時における支援協力に関する協定書	イオン九州株式会社	平成28年 8月30日

29	日向市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	平成28年 8月30日
30	災害時における青年会の協力に関する協定	一般社団法人日向青年会議所・日向商工会議所青年部・日向木の芽会	平成28年12月20日
31	大規模災害時における行政手続相談等に関する協定	宮崎県行政書士会	平成29年 1月12日
32	災害時における車両の移動等の協力に関する協定書	レッカー事業協力会県北支部	平成29年 8月10日
33	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	平成29年9月14日
34	災害時における応急対策業務等に関する協定書	宮崎県造園緑地協会日向支部	平成29年9月14日

(7) 市民による備蓄

市民による備蓄については、備蓄計画において次のように努めるとされている。

- ア 発災初期においては、流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日分（推奨1週間分）の備蓄に努める。
- イ 家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。
- ウ 特に乳幼児や高齢者、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、粉ミルク、ほ乳瓶、紙オムツや医薬品などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーを持つ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。
- エ 避難の際、すぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。
また、次表のように、個人が用意するものとして具体的に例示されている。

備蓄物資の具体例

食 料 品 等	主食	アルファ化米、レトルト食品（白米、おかゆ）、乾パン等
	副食	レトルト食品（カレー等）、スープ類（味噌汁等）、缶詰（魚介類、肉類等）、梅干し、漬物、乾物類等
	飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
	その他	あめ、チョコレート、スナック菓子、果物缶詰等
生 活 必 需 品 等	貴重品類	現金、預金通帳、印鑑、保険証等
	避難用具	携帯電話・充電器、携帯ラジオ（FM・AM付）、懐中電灯、予備電池、ヘルメット、防災ずきん等
	衣類	下着類、防寒着、防寒具、雨具等
	救急用具	消毒液、傷薬、湿布薬、包帯、ばんそうこう、風邪薬、胃腸薬、常備薬等

生活用具	万能ナイフ、マッチ、ライター、滑り止め付軍手、ビニールシート、ひも、ガムテープ、ティッシュ、裁縫道具、洗面用具、毛布等
生活用品	ほ乳瓶、タオル類、洗面用具、ガスコンロ等
その他	乳幼児用品、高齢者用品、女性用品、筆記用具、非常持出袋等

(8) 自主防災組織（自治会等）による備蓄

自主防災組織による備蓄については、備蓄計画において、発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織（自治会等）の組織単位で資器材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努めるとされている。

また、平成 27 年度コミュニティ助成事業において、次の 8 か所に防災倉庫が整備されており、防災資器材等が保管されている。

- ア 上町保育所上防災倉庫
- イ 幡浦公園防災倉庫
- ウ 日知屋公民館南東高台防災倉庫
- エ 迎洋園第 2 街区公園防災倉庫
- オ 細島官軍墓地駐車場防災倉庫
- カ 財光寺南小学校防災倉庫
- キ 日知屋小学校防災倉庫
- ク 日知屋東小学校防災倉庫

(9) 事業所等による備蓄

事業所等による備蓄については、備蓄計画において、発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間、事業所内にとどまっておくことが望ましい。このため、事業所等は、事業所内で勤務する従業員数の最低でも 3 日間分（推奨 1 週間分）の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努めるとされている。

また、次表のように、事業所が用意するものと従業員が用意するものが具体的に例示されている。

ア 事業所が用意するもの

食料・飲料水	3 日分以上
資器材等	医薬品、携帯トイレ、毛布、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車、衛生用品（トイレトペーパー等）、自家発電機、燃料（自家発電機用）、その他必要な物

イ 従業員（個人）が用意するもの

服 装	防寒着、雨具、手袋、歩きやすい靴、リュック等
携 帯 品	地図、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯食料、飲料水等
そ の 他	現金、カイロ、タオル、ウェットティッシュ等

(10) 備蓄品等の必要性と備蓄に関する啓発

災害時のため、行政の備蓄や各家庭、自主防災組織、事業所等における備蓄の必要性や食料品等の備蓄に対する啓発については、備蓄計画において、災害時に公的備蓄品等を活用するのは、主に地域住民であることから、地域住民が備蓄場所、食料の調理方法、資器材の操作方法等を把握していることが望ましい。

このため市は、自主防災組織等が実施する防災関連事業などにおいて公的備蓄品等の紹介や操作方法の説明と併せて、市民や自主防災組織等が備蓄すべき品目や数量について啓発を行い災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、積極的に防災意識の高揚及び情報の共有を図るとされている。

なお、備蓄品等に関する啓発の実施状況は次のとおりとなっている。

ア 日向市津波ハザードマップの配布 平成 25 年 3 月 日向市全戸配布

内容 A 4 版 20 ページ（表紙・裏面含む。）のうち備蓄関係は、裏面 1 ページに非常持ち出し品の準備として非常食や生活必需品が例示されている。

イ 宮崎県の啓発パンフレットの配布 平成 28 年 9 月 日向市全戸配布

内容 A 4 版 2 つ折りで、全て備蓄に関するものであり、表紙には、「宮崎県民災害への備え、100% 計画始動」、「— 巨大地震に備え備蓄を急げ —」、「最低 3 日間、可能な限り 1 週間分の水・食料・生活必需品の備蓄をしましょう。」と記載されている。

ウ 広報ひゅうがの掲載状況

内容 2017 年 6 月号に防災特集号として、「支え愛で、災害に負けない」というタイトルで、2 ページから 7 ページにわたり掲載されており、6 ページの自助コーナーでは、持出袋に入れるもののチェックリストとして飲料水、非常食ほか掲載されている。

エ ホームページへの掲載状況

地域防災計画（平成 29 年 2 月 17 日現在改訂版）及び備蓄計画（平成 29 年 3 月策定）は、日向市ホームページに掲載されている。

オ 自主防災組織が実施する防災訓練等における啓発活動

防災推進課の職員が出向き、参加者に対して、賞味期限間近の非常食の提供（備蓄食料品の有効活用）や備蓄の必要性、1 人 3 日分（推奨 1 週間分）の備蓄についての講話が行われている。

第 8 指摘・留意・要望事項

本市の備蓄計画（平成 29 年 3 月策定）は、宮崎県備蓄基本指針（平成 28 年 12 月策定）に基づき、県内市町村に先駆けて策定されており、事業の実施に当たっては、備蓄計画に基づき策定された食料購入目標（主食、主食以外、粉ミルク）、生活必需品購入目標及び避難所用資器材購入目標それぞれの 5 か年計画（平成 30 年度から平成 34 年度まで）により整備されることとなっている。

したがって、事業の推進については、平成 30 年度から実施されるものであることから、現時点においては、指摘に該当する事項がないため、次のとおり、今後の事業推進に当たっての留意及び要望事項となった。

1 整備に要する期間の短縮について

備蓄計画においては、市は、平成 34 年度までに 3 日分の備蓄を目標としているが、自然災害はいつ発生するかわからないものであるため、市民の生命を守る必要最小限の品目については整備に要する期間を短縮することを望むものである。（要望事項）

2 備蓄品等の適正管理について

(1) 備蓄品等に関する管理台帳について

各備蓄倉庫に備蓄品等の在庫数（出庫及び入庫）の状況が確認できる一覧表が備え付けられていない。

各備蓄倉庫には、備蓄品等の在庫（出庫及び入庫）の状況が分かる一覧表を備えておくか、出庫及び入庫の際にその数量を記録する記録用紙を備え付けておかなければ適正な在庫管理はできないものと思われる。

平成 29 年度に導入する「被災者支援システム」の中に、「緊急物資管理システム」があり、このシステムの有効活用を検討することであるので、今後、適正かつ効率的な備蓄物資の管理体制を望むものである。（要望事項）

(2) 分散備蓄の早期対応について

食料品のほとんどが、東郷総合支所及び東郷地区文化センターの備蓄倉庫に保管されていることから、災害時に国道327号線が寸断された場合は、避難所への備蓄品等の搬送ができないことが予測される。

備蓄計画において、「東日本大震災や熊本地震での教訓を生かし、本市においては備蓄物資の分散備蓄を図ることとし、給食センターや拠点避難所となる小中学校の空きスペースの活用を図るとともに、新たな備蓄倉庫の整備について検討する」としていることから、速やかに分散備蓄に取り組むことを望むものである。（要望事項）

3 備蓄倉庫等の建物の管理について

(1) 備蓄倉庫の表示について

備蓄倉庫に、「防災備蓄倉庫」の表示があるところは、東郷総合支所及び日向中学校の備蓄倉庫の 2 か所であり、その他の備蓄倉庫には表示がなされていない。

備蓄計画において、地域住民が備蓄場所等を把握しておくことが望ましいとされており、今後、地域住民への啓発も含め、外見からも備蓄倉庫であることが分かるような表示板等の設置について検討されたい。（留意事項）

あわせて、自主防災倉庫への表示についても検討されたい。

(2) 災害時の備蓄倉庫の鍵の開閉について

備蓄倉庫の鍵については、防災倉庫のすべての鍵を防災推進課が保管しているわけではなく、各施設長が防災倉庫の鍵を管理している。そのため、日向中学校や往還1号避難タワーの倉庫の鍵は、震度5弱以上の揺れでボックスの扉が自動的に開く「地震解錠ボックス」内に保管されている。

災害時に備蓄倉庫の鍵の開閉が円滑に行われるよう、鍵の管理者や倉庫の開閉を行う担当職員への連絡調整の徹底を図り、また、新たに設置する備蓄倉庫にあつては、「地震解錠ボックス」を設置するなど、備蓄品等が避難所へ迅速かつ的確に搬送されることを望むものである。(要望事項)

4 備蓄倉庫の選定について

(1) 備蓄倉庫の場所の決定について

備蓄計画においては、拠点避難所となる小中学校10か所、旧幸脇小学校及び牧水公園ふるさとの家の空きスペースを利用して避難用資器材を整備することとしている。しかし、これらの整備は、日向中学校の備蓄倉庫を除き、平成30年度からの整備計画であるため、これから教育委員会や学校との協議を行うこととしている。

今後、備蓄倉庫の場所を選定するに当たっては、計画どおり備蓄品等が配備できるよう、早めに学校説明会等を開催し、決定しておくことを望むものである。(要望事項)

(2) 備蓄倉庫としてふさわしい環境整備について

備蓄倉庫の選定に当たっては、耐震性が確保された学校施設等を使用するとともに、搬出及び搬入が円滑に行われること、また、備蓄品等に関する保存上の注意事項等を満たしているかなどの環境上の条件も含め十分な検討を望むものである。(要望事項)

(3) 備蓄倉庫における搬出及び搬入の条件整備について

ア 夜間における停電時の対応

現在、食料品のほとんどが、東郷総合支所及び東郷地区文化センターの備蓄倉庫に保管されているが、倉庫内に発電機、投光器及び非常用照明機器が備え付けられていないため、夜間災害時に停電が発生した場合は、備蓄品等の搬出作業に支障をきたすことが予測される。

速やかに、夜間災害時における停電時の搬出対策について検討されたい。(留意事項)

イ 搬出及び搬入の円滑化

東郷総合支所2階の備蓄倉庫に、食料品、飲料水、毛布及び簡易トイレ等が保管されているが、エレベーター施設がなく、備蓄品等の搬出及び搬入の際は全てが人力となり、災害時の搬出作業に時間を要し、避難所への搬送が遅れることが懸念される。

今後、備蓄品等の保管場所を1階スペースへ移動させるなど、備蓄品等の円滑な搬出及び搬入の方法について検討されたい。

また、東郷総合支所及び東郷地区文化センターの備蓄倉庫において、備蓄品等の搬出及び搬入作業が円滑に行われるよう台車等の配備についても検討されたい。(留意事項)

5 公的備蓄物資（市）、各家庭、自主防災組織、事業所等における備蓄品等の備蓄及び必要性の周知について

備蓄品等の必要性については、「広報ひゅうが」に掲載されるとともに、地域における防災研修や防災訓練等の機会を捉え周知が図られているものの、市民や事業者における3日分（推奨1週間分）の備蓄の必要性については十分に周知されているとまでは言い難い。市民等の備蓄状況の把握に努められ、状況に応じた対応を望むものである。(要望事項)

第9 むすび

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、日本周辺における観測史上最大の地震であり、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。また、平成28年4月に発生した熊本地震は従来の想定を超える大きな揺れとその後に続いた余震により、多くの被害をもたらした。本市においても、この熊本地震により市民の危機管理意識がこれまで以上に高まっている。

本市においては、東日本大震災を教訓として改正された災害対策基本法や防災基本計画、さらには宮崎県地域防災計画などと整合性を図りながら、本市地域防災計画の見直しを行ってきている。

このような中、平成29年3月に県備蓄基本方針に基づき、大綱的な地域防災計画を補完するものとして本市の備蓄計画が策定された。

行政においては、地震や風水害等、自然災害が発生後、人的・物的な被害を最小限に食い止めることが責務であり、それを実現するための様々な方策を講じておかなければならない。

自然災害が発生した直後における食料、生活必需品等を確保することは、災害発生初期の円滑な救援救護活動を行ううえで極めて重要である。そのため、災害備蓄品の備えについて市民等に対する周知を徹底されるとともに、市の備蓄品等及び備蓄倉庫等について、順次整備が進むとともに適正に管理されることを望むものである。

参 考 資 料

参考資料 1

災害救助法（抜粋）

（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）

最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第 2 章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第 3 条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）被災者の救出
- （6）被災した住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

災害対策基本法（抜粋）

（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

第 1 章 総則

（市町村の責務）

第 5 条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第 1 項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第 7 条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前 2 項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

第 2 節 地方防災会議

（市町村防災会議）

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防

災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

(1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第3章 防災計画

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、

都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第 21 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第 42 条の 2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

(市町村相互間地域防災計画)

第 44 条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第 42 条第 2 項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第 42 条第 4 項から第 6 項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

第 4 章 災害予防

第 1 節 通則

(災害予防及びその実施責任)

第 46 条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

(1) 防災に関する組織の整備に関する事項

(2) 防災に関する教育及び訓練に関する事項

(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- (6) 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第 49 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第 49 条の 2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第 49 条の 3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し**物資供給事業者等**（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 6 節 物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)

第 86 条の 16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は

市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第 86 条の 17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第 86 条の 18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

日向市地域防災計画（抜粋）（平成29年2月17日改正版）

第2編 地震災害対策編

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第7款 備蓄に対する基本的な考え方

第1項 基本方針

県の地震被害想定の結果を踏まえて、災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本方針について定める。

市は、次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、住宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

第2項 実施計画

1. 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資提供に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

2. 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給すること。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮すること。

3. 各家庭や職場での物資等の備蓄

市は、市民が各家庭や職場で、平時から最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需物資を備蓄するとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備するよう、防災に関する

各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発するものとし、市民はその備蓄に努めるものとする。

4. 災害対策要員分の備蓄

市は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第1項 基本方針

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

第2項 実施計画

1. 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 市の体制整備

市は、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。
- (イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。
- (ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。
- (エ) 炊き出しによる食料の供給体制を確立するために、学校給食センター防災倉庫に必要な食料の備蓄や設備の整備を図ること。

イ 事業所、市民等の備蓄

事業所及び市民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

市は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧基本計画（水道危機管理マニュアル）により飲料水の確保、供給を実施する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は、概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

初めの3日間	3ℓ/人日
7日目まで	20ℓ/人日
14日目まで	100ℓ/人日
15日から28日目まで	250ℓ/人日
29日目以降	通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は、次の搬送距離等を目標に設定する。

初めの3日間	避難所
7日目まで	避難所・給水拠点
14日目まで	150m程度
15日から28日目まで	10m以内
29日目以降	通常通水

カ 応急資機材の確保

他市町村からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。

コ 小中学校プール活用

応急的に小中学校プールの水が飲料水として使用できるよう、今後も財光寺小学校に整備された耐震化浄水機能付きのプールの機能の確保を図る。

サ 学校給食センター貯水槽活用

学校給食センターの貯水槽（72m³）も必要に応じて活用する。

2. 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 市の体制整備

市は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通在庫備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給与に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

・寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

・外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

・肌着

男女下着、子供下着等

・身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

・食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがきセット、ティッシュ、トイレットペーパー、女性用品、乳児用・小児用オムツ、携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等

・その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、市民の備蓄

事業所及び市民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるものとする。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

第1項 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

被災者等に対する食料の供給実施は、健康福祉対策部福祉救護班長が、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。また、炊き出しは、教育対策部学校教育班が実施責任者となる。

第2項 実施計画

1. 食料の調達

(1) 公的備蓄

被災者等に対する供給のための調達は、第一に備蓄（資料2-5）している食料で行うものとする。

(2) 流通在庫備蓄

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、市内の業者から調達するものとする。

(3) 他市町村、県からの調達

米穀・乾パン以外の食料についても、不足分を他市町村や県に供給要請するものとする。

(4) 政府所有の米穀の調達

市は、災害の状況により、応急食料を必要とするときは、原則として、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて実施するものとする。

ア 県への調達要請

市は、災害の状況により、さらに応急米穀を必要とする場合は、知事に文書により米穀の調達・引渡を要請する。

また、市は、交通・通信の途絶等により災害地が孤立するなど、災害救助法が適用され、応急食料の供給を必要と認めるときは、県を通して農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてFAX又はメールで連絡する。

イ 通信途絶時の対応

市は、通信の途絶等により県を通じて農林水産省政策統括官に連絡できない場合は、直接、農林水産省政策統括官に上記情報等の連絡を行う。

この場合、市は、当該内容について、事後速やかに県に連絡するものとする。

2. 炊き出しその他による食料の給与

市は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等からの食糧を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食料の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

- ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。
- イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。
- ウ 食料の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや学校給食センターなどの集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀（米飯を含む）、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

3. 物資拠点の指定及び管理

(1) 物資拠点の指定

県が調達した食料などの物資については、市の物資拠点までの輸送は原則として、知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から市が必要に応じて行う。市が調達した品の輸送は、健康福祉対策部福祉救護班が行う。市は、配送車が不足する場合は総務対策部財政班に依頼し、必要車両を確保し搬送するものとする。

市は、調達した食料は、支援物資集配拠点である文化交流センターに輸送・集積する。

(2) 物資拠点の管理

食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食料などの物資の管理に万全を期するものとする。

4. 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の指定

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」においては、国の調整によって供給する物資を受け入れ、本市が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて県が送り出す広域物資輸送拠点として高千穂家畜市場（高千穂町）が指定されている。また、当該施設を補完し、特に海路による支援物資の受入時に使用する施設として、宮崎県経済連椎茸流通センター及び敷地内施設も指定されている。

市は、県からの物資を受け入れる地域内輸送拠点として「日向市東郷公民館」と「日向サンパークオートキャンプ場」を指定している。地域内輸送拠点では、あらかじめ資機材の配備を図るとともに、拠点を運営する人材を育成し、物流関係団体や住民、ボランティア等と運営体制の構築に努めるものとする。

5. 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食料の給与に要した費用は、資料2-16「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求するものとする。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

第1項 基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、市は飲料水を供給する。飲料水の供給は、上下水道対策部水道班が実施する。

第2項 実施計画

1. 飲料水の供給

市は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者。

(2) 給与の内容

生命維持に最小限必要な量として、1日1人当たり3リットルを目標として供給する。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。

イ 財光寺小学校の耐震化浄水機能付プールによる給水

ウ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受ける。

エ 学校給食センターの貯水槽による給水

オ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。

カ その他の確保

被災地付近の湖沼水、河川水、貯水槽（プール等）及び井戸水をろ水器によりろ水し、飲料水とする。

なお、ろ水器については、備蓄拠点から搬送するか、保健所から借用するものとする。

（４）衛生管理

給水にあたって使用する器具は、すべて衛生処理をしたのち使用し、末端給水までの適当な場所において、塩素の残留効果を測定する。

2. 応急給水の実施

（１）公平で効率的な応急給水

市は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

（２）応急給水基本計画

市は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

（３）作業体制の確保

市は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、市と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効果的な応急給水を行うものとする。

（４）重要施設の優先的給水

市は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

3. 広報活動

応急復旧給水の広報については、関係各部の協力を得て、広報車による巡回広報、自治会や給水拠点となる学校、公園等への掲示を実施するとともに、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを的確に利用して広報活動を行う。

また、定期的に正確な統一情報を提供するよう努める。

4. 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水及び水洗トイレ等の生活用水として必要な程度の貯水をするよう、防災行政無線や広報車等を通じて市民に通知する。

5. 県への支援要請

市のみで対応できない場合は、県に対して支援要請するものとする。県は市から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売り業者等関係業界

からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった場合については、流通在庫備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

6. 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用は、資料2-16「災害救助法による救助の程度と期間」の範囲内において市が県に請求するものとする。

第3款 生活必需品の供給

第1項 基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

第2項 実施計画

被災者等に対する生活必需品の給（貸）与の実施は、健康福祉対策部福祉救護班が、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。

1. 生活必需品の調達

(1) 公的備蓄

市は、震災時において被災者に対する生活必需品の給（貸）与の必要があると認められる場合は、物資の種類によっては備蓄拠点の備蓄物資を使用するものとする（資料2-5）。

(2) 流通在庫備蓄

市は、前記（1）で調達できない物資について、事前協定を結んだ業者等から調達する。

(3) 県への調達の要請

市は、生活必需品の調達に不足が生じた場合、又は災害救助法が適用された場合には、知事に生活必需品の調達の要請を行う。

2. 生活必需品の給（貸）与

市は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者。

(2) 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

(3) 給（貸）与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

(4) 品目の例示

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ等）
- ③ 様々なサイズの衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等 付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資（生理用品、紙オムツ用品、粉ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等）
- ⑨ その他（ビニールシート等）

(5) 県、近隣市町村への協力要請

市は、多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

日向市備蓄計画

平成29年3月
総務部防災推進課

も く じ

1. はじめに	1
2. 備蓄計画策定に係る考え方	2
(1) 想定災害	2
(2) 備蓄物資支給対象者	2
(3) 備蓄分担	2
(4) 公的備蓄品目（市現物備蓄）	3
(5) 公的備蓄目標（市現物備蓄）	4
3. 公的備蓄物資整備（購入）計画	8
(1) 食糧品等	8
(2) 生活必需品	8
(3) 避難所用資器材	8
4. 備蓄倉庫について	9
5. 流通備蓄について	9
6. 市民・自主防災組織（自治会等）・事業所等による備蓄	9
(1) 市民による備蓄	9
(2) 自主防災組織（自治会等）による備蓄	10
(3) 事業所等による備蓄	10
7. 公的備蓄物資の啓発	10
資料編 1 公的備蓄の状況	12
資料編 2 流通備蓄に係る災害支援協定一覧	13
資料編 3 災害対応型自動販売機一覧	14

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、地震の規模がマグニチュード 9.0、最大震度 7 で、日本周辺における観測史上最大の地震であった。波高 10m 以上の津波が複数観測され、最大遡上高は 40.1m に上り、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

さらに、この地震や津波等による被害は、死者 15,893 人、行方不明者 2,556 人（平成 28 年 12 月 9 日警察庁発表）、家屋の全・半壊 39 万棟以上、ピーク時の避難者数 40 万人以上、停電世帯 800 万戸以上、断水世帯 180 万戸以上に上り、国民や各自治体、警察、消防、自衛隊、ライフライン各事業者等の防災関係機関等に大きな脅威を与え、防災計画の見直しや津波対策、帰宅困難者対策、備蓄物資の整備など大規模災害への更なる対策強化を迫られることとなった。

本市においては、東日本大震災を教訓として改正された災害対策基本法や防災基本計画、さらには宮崎県地域防災計画などとの整合性を図りながら日向市地域防災計画の見直しを行ってきているところである。

このような中、平成 24 年 3 月 31 日には、内閣府から「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」が公表され、本市では最大震度 7、最大津波高 14.8m の想定となった。

その後も、国、県から詳細なデータの公表があり、平成 25 年 10 月 31 日に県が公表した「宮崎県地震・津波及び被害の想定（以下「県被害想定」という。）」において、本市は最悪のケースの場合、死者約 15,000 人、被災 1 日後の避難者数約 33,000 人に上るなどと想定された。

本市においては、まずは想定犠牲者数約 15,000 人を限りなく「0」に近づけるために避難施設等の整備に取り組んでいるところであり、避難者数はさらに増加することが見込まれている。

この備蓄計画は、平成 28 年 12 月 1 日に策定された宮崎県備蓄基本指針に基づき、大綱的な地域防災計画を補完するものとして策定する。南海トラフ地震等の大規模災害に備えた備蓄体制を構築し、市や県、市民等の役割分担や備蓄目標を定めることにより、計画的な備蓄を推進することを目的とする。

今後、この計画に基づき、自助・共助を基本に、市民による日ごろからの家庭内備蓄を促進するとともに、市及び県による現物備蓄、災害支援協定等に基づく事業者などからの物資調達（以下「流通備蓄」という。）や市外からの救援物資等の公助の考え方を踏まえ、市民・地域・行政が日ごろからの備えや災害時の適切な対策を講じることができるよう、体制を強化する。

また、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品などの必要とされる物資を備蓄する。

備蓄に当たっては、防災施設整備などのハード事業と併せて、財源の確保や優先性を考慮しながら年次的な備蓄を行うこととする。

なお、本計画は、新たな地震津波被害想定調査報告や新たな課題が生じた場合、さらには本市の防災対策の進捗などに合わせて適宜修正するものとする。

2. 備蓄計画策定に係る考え方

(1) 想定災害

市の備蓄目標を定める上で想定する災害は、南海トラフ巨大地震とし、宮崎県災害想定での想定ケース ① とする。

【想定ケース ①】

内閣府が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース ⑪）を用いて、宮崎県が独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケースで、冬の深夜に発生したとの想定による。

(2) 備蓄物資支給対象者

備蓄物資支給対象者については、想定災害における災害 1 日後の避難者数（避難所外を含む。）に、本市の防災対策効果により減少が見込まれる想定犠牲者約 15,000 人 を加えるものとする。

備蓄物資支給対象者＝約22,000人(避難所)＋約11,000人(避難所外)＋15,000人＝約48,000人

表 1 県被害想定による生活への影響（避難者）

	被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 か月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
避難者数 (人)	約 22,000	約 11,000	約 26,000	約 6,000	約 9,700	約 23,000

(平成 25 年 10 月県被害想定から抜粋)

(3) 備蓄分担

備蓄の分担を明らかにすることにより、自助・共助を促進するとともに、市及び事業者との協働を推進する。分担割合については、県備蓄基本指針に基づき、国等からの支援が届くまでの 3 日間とし、市民、市及び宮崎県でそれぞれ 3 分の 1 ずつ分担備蓄するとともに、市が分担する分の 4 分の 1 は流通備蓄により調達することを目標とする。

図 1 宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄分担図

自助・共助 1/3 (個人・自主防災組織等)	公助 2/3		
	市 1/3		
	現物備蓄 3/4 (全体の 1/4)	流通 備蓄 1/4	県 1/3

(4) 公的備蓄品目（市現物備蓄）

市は、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な「食料、粉ミルク、毛布等、乳幼児用オムツ、大人用オムツ、簡易トイレ」や避難所運営に必要な資器材を中心とし、要配慮者や女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努めるとしている。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完としてペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

ア 食料品等

(ア) 食料（主食）

発災初期における生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な主食系の食料を備蓄する。

a 一般向け

長期保存可能なアルファ化米、乾パン及びクッキーなど、用途や保存期限等を考慮（推奨5年以上）して備蓄する。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患への対応等（アレルギー特定原材料等27品目を含まないもの）にも配慮の上、可能な限り汎用性の高いものを選定する。

b 要配慮者向け

1～2歳の幼児、高齢者等の要配慮者に配慮した、おかゆ（アルファ化米・レトルト）を備蓄する。

(イ) 粉ミルク

乳幼児（0歳）の生命維持のために最低限必要な物資として、粉ミルクを備蓄する。この場合、避難所での分配や衛生面からスティックタイプやブロックタイプの粉ミルクを選定する。また、このうちの一定数量は、アレルギー疾患への対応として、アレルギー特定原材料3品目のアレルゲン性を低減した粉ミルクとする。

(ウ) 飲料水

飲料用として長期保存（推奨5年以上）が可能なペットボトルの飲料水を備蓄する。

イ 生活必需品

生活必需品については、避難所生活を行う際に必要となる次の物資を備蓄する。

(ア) 毛布（エマージェンシーブランケット等も可）

(イ) 紙オムツ（乳幼児用）

(ウ) 紙オムツ（大人用）

(エ) 生理用品

(オ) ほ乳瓶

(カ) トイレットペーパー

(キ) 簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）

(ク) マスク

- (ケ) ボディタオル
- (コ) ウェットタオル
- (サ) 給水袋・設置型給水槽（バルーン）
- (シ) ごみ袋

ウ 避難所用資器材

- (ア) 炊き出し用釜
- (イ) カセットコンロ
- (ウ) カセットガス
- (エ) 鍋
- (オ) 発電機
- (カ) 携行缶（1缶当たりガソリン 20ℓ を含む）
- (キ) 投光機
- (ク) コードリール
- (ケ) ブルーシート
- (コ) 間仕切り（段ボール製）
- (サ) 間仕切り（テント）
- (シ) マット（間仕切りテント用）
- (ス) 救急箱
- (セ) 簡易トイレ
- (ソ) トイレテント

（５）公的備蓄目標（市現物備蓄）

備蓄物資支給対象者（約 48,000人）に配布する食料や生活必需品等の備蓄目標を年代や性別を考慮して算定する。また、平均世帯構成人数は、平成 27年国勢調査時点の 2.4人とする。

なお、現時点において、品目ごとの流通備蓄による分担率（量）は未定であるため考慮しないものとする。今後、流通備蓄協定を締結している事業者等の提供可能数量を確認し、実質的な公的備蓄目標値を定めるものとする。

表2 備蓄数量算定の基礎となる人口比率（平成27年国勢調査結果等による）

	年齢区分等	割合	備考
①	0歳児	0.814%	粉ミルク
②	1歳児	0.902%	要配慮者向け食料
③	0～1歳児	1.716%	一般食料以外
④	0～2歳児	2.578%	乳幼児用オムツ
⑤	0歳児の食物アレルギー疾患児	10.000%	粉ミルク（アレルギー対応）
⑥	0歳児を除く食物アレルギー疾患者	2.000%	一般食料（アレルギー対応）

⑦	10～55歳女性	24.016%	女性用品
⑧	要介護認定者のうち要介護3以上の者	1.690%	要配慮者向け食料

ア 食料品等

(ア) 食料（主食）

大規模災害発生初期の混乱時であることを考慮し、備蓄物資支給対象者1人当たり1日2食として算定する。

a 一般向け（人口比率：98%）

備蓄物資支給対象者のうち、0～1歳の乳幼児（人口比率：1.716%）、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）以外の者を対象とし、下記数量をアルファ化米、乾パン及びクッキー等で備蓄する。

$$48,000人 \times (100\% - 1.716\% - 1.69\%) \times 2食 \times 98\% \times 3日間 \times 1/3 \doteq 90,876食$$

b アレルギー疾患者向け（人口比率：2%）

下記数量をアレルギー特定原材料等27品目の含まない食品で備蓄する。

$$48,000人 \times (100\% - 1.716\% - 1.69\%) \times 2食 \times 2\% \times 3日間 \times 1/3 \doteq 1,855食$$

c 要配慮者向け

備蓄物資支給対象者のうち、1歳の乳幼児（人口比率：0.902%）、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）を対象に、下記数量をおかゆ（アルファ化米またはレトルト）で備蓄する。

$$48,000人 \times (0.902\% + 1.69\%) \times 2食 \times 3日間 \times 1/3 \doteq 2,488食$$

(イ) 粉ミルク

粉ミルクは、0歳児（人口比率：0.814%）1人1日当たり140gとして算定する。このうち10%は、アレルギー疾患への対応粉ミルクとする。

a 一般向け（人口比率：90%）

$$48,000人 \times 0.814\% \times 140g \times 90\% \times 3日間 \times 1/3 \doteq 49,231g$$

b 食物アレルギー疾患児（人口比率：10%）

$$48,000人 \times 0.814\% \times 140g \times 10\% \times 3日間 \times 1/3 \doteq 5,470g$$

(ウ) 飲料水

備蓄物資支給対象者1人1日当たり必要となる飲料水3ℓのうち、1ℓは応急給水により対応するものとし、残り2ℓをペットボトルで備蓄するものとする。

$$48,000人 \times 2ℓ = 96,000ℓ$$

イ 生活必需品

(ア) 毛布（エマージェンシーブランケット等も可）

備蓄物資支給対象者1人当たり1枚として算定する。ただし、宮崎県備蓄基本指針に基づく備蓄分担に基づき、全体量の1/3を本市が備蓄する。

$$48,000人 \times 1枚 \times 1/3 = 16,000枚$$

(イ) 紙オムツ（乳幼児用）

備蓄物資支給対象者のうち、0～2歳の乳幼児（人口比率：2.578%）1人1日当たり8枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 2.578\% \times 8枚 \times 3日間 \times 1/3 \approx 9,900枚$$

(ウ) 紙オムツ（大人用）

備蓄物資支給対象者のうち、要介護認定者の要介護3以上の者（人口比率：1.69%）1人1日当たり8枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 1.69\% \times 8枚 \times 3日間 \times 1/3 \approx 6,490枚$$

(エ) 生理用品

備蓄物資支給対象者のうち、10～55歳の女性（人口比率：24.016%）の対象人口比4分の1（4週に1回換算）に対し、1人1日当たり5枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 24.016\% \times 1/4 \times 5枚 \times 3日間 \times 1/3 \approx 14,410枚$$

(オ) ほ乳瓶

備蓄物資支給対象者のうち、0歳児（人口比率：0.814%）1人1日当たり1本として備蓄する。

$$48,000人 \times 0.814\% \times 1本 \times 3日間 \times 1/3 \approx 391本$$

(カ) トイレットペーパー

備蓄物資支給対象者1人1日当たり12.5mとして算定する。なお、1ロール当たり200mとする。

$$48,000人 \times 12.5m \div 200m \times 3日間 \times 1/3 = 3,000ロール$$

(キ) 簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）

備蓄物資支給対象者のうち、紙オムツ使用者を除く1人1日当たり5枚として備蓄する。

$$(48,000人 - 1,237人 - 811人) \times 5枚 \times 3日間 \times 1/3 = 229,760枚$$

(ク) マスク

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 1枚 \times 3日間 \times 1/3 = 48,000枚$$

(ケ) ボディタオル

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 1枚 \times 3日間 \times 1/3 = 48,000枚$$

(コ) ウェットタオル

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 1枚 \times 3日間 \times 1/3 = 48,000枚$$

(サ) 給水袋・設置型給水槽（バルーン）

水道事業における応急給水計画に基づき、断水想定区域内人口1人当たり30の供給に対応可能な飲給水袋（60用）23,400袋とバルーン（1,000用）25基を備蓄する。

(シ) ごみ袋

備蓄物資支給対象者1人1日当たり1枚として備蓄する。

$$48,000人 \times 1枚 \times 3日間 \times 1/3 = 48,000枚$$

ウ 避難所用資器材

避難所用資器材の備蓄については、津波災害時の指定避難所のうち、地域の拠点避難所となりうる次の避難所に対して整備するものとする。

【拠点避難所】

○日向中学校、○富高小学校、○塩見小学校、○大王谷学園中等部、○大王谷学園初等部、○財光寺中学校、○平岩小中学校、○旧幸脇小学校、○美々津小学校、○寺迫小学校、○東郷地区文化センター、○東郷学園、○牧水公園ふるさとの家（計13か所）

(ア) 炊き出し用釜

避難所の収容人数が 100人より多い拠点避難所で、300人当たり 1 基として備蓄する。
29基（避難所： 11か所）

(イ) カセットコンロ

避難所の収容人数が 100人以下の拠点避難所 1 か所当たり 2 台として備蓄する。
2か所×2台 = 4台

(ウ) カセットガス

避難所の収容人数が 100人以下の拠点避難所 1 か所当たり 6 本として備蓄する。
2か所×6本 = 12本

(エ) 鍋

避難所の収容人数が 100人以下の拠点避難所 1 か所当たり 2 個として備蓄する。
2か所×2個 = 4個

(オ) 発電機

拠点避難所 1 か所当たり 1 基として備蓄する。
13か所×1基 = 13基

(カ) 携行缶（1 缶当たりガソリン20ℓを含む）

拠点避難所 1 か所当たり 2 個として備蓄する。
13か所×2個 = 26個

(キ) 投光機

拠点避難所 1 か所当たり 1 基として備蓄する。
13か所×1基 = 13基

(ク) コードリール（50m）

拠点避難所 1 か所当たり 2 個として備蓄する。
13か所×2個 = 26個

(ケ) ブルーシート（5.25 × 5.3m）

拠点避難所 1 か所当たり 5 枚として備蓄する。
13か所×5枚 = 65枚

(コ) 間仕切り（段ボール製）

備蓄物資支給対象者のうち避難所避難者の95%に対し、平均世帯構成人数 2.4人当たり 1 張として備蓄する。

$$(22,000人 + 15,000人) \div 2.4人 \times 95\% \approx 14,646張$$

(サ) 間仕切り (テント)

備蓄物資支給対象者のうち避難所避難者の5%に対し、平均世帯構成人数 2.4人当たり1室として備蓄する。

$$(22,000人+15,000人) \div 2.4人 \times 5\% \approx 771室$$

(シ) マット (間仕切りテント用)

間仕切りテントの下敷きとして1張当たり2枚を備蓄する。

$$771室 \times 2枚 = 1,542枚$$

(ス) 救急箱

拠点避難所1カ所当たり1セットとして備蓄する。

$$13か所 \times 1セット = 13セット$$

(セ) 簡易トイレ

拠点避難所の収容人数 50人当たり1セットとして備蓄する。

$$156セット (避難所: 13か所)$$

(ソ) トイレテント

簡易トイレ1セット当たり1張として備蓄する。

$$156張 (避難所: 13か所)$$

3. 公的備蓄物資整備 (購入) 計画

市では、これまで述べてきた考え方にに基づき、備蓄物資を年次的に整備するものとする。

(1) 食料品等

食料 (主食) 及び飲料水については、5年間の賞味期限を有するもの、粉ミルクについては、18か月の賞味期限を有するものを計画的に購入することとする。

食料 (主食) 及び飲料水については、5年間で年次的に目標数量を整備することとし、賞味期限到達等により不足する分は補充するものとする。

粉ミルクについては、目標数量を一括して整備 (3年間のうち2回購入) するものとする。

なお、賞味期限が1年を切った食料品等 (粉ミルクを除く) については、自主防災組織等が実施する防災関連事業に提供することとし、市民の防災意識の向上に活用するものとする。

(2) 生活必需品

紙オムツや生理用品、ほ乳瓶、マスクは、保存状況や衛生面を考慮しながら計画的に購入する。

毛布については、長期間保存が可能な真空パック梱包されたものを計画的に購入し、10年以上経過した毛布については、リパック (洗浄及び再梱包処理) を検討する。

生活必需品については、耐用年数 (保存期限) があるものもあり、それらについては耐用年数に応じて年次的に整備するものとし、耐用年数到達により不足する分は補充するものとする。

耐用年数のないものについては、年次的に目標数量を整備するものとする。

なお、備蓄物資として適さなくなった生活必需品についても、可能な限り再利用を図る。

(3) 避難所用資器材

資器材については、拠点避難所に備蓄目標数量を年次的に整備するものとする。ただし、医薬品については耐用年数（保存期限）に応じて年次的に整備する。

また、避難所等において使用した場合や耐用年数（保存期限）経過により不足が生じると予想または不足した場合は、随時補充する。

なお、拠点避難所以外の指定避難所については、拠点避難所の整備状況を見極めながら年次的な整備、自主防災組織等による資器材整備への支援に努めるものとする。

4. 備蓄倉庫について

本市では、東郷総合支所や東郷地区文化センター、本庁日赤倉庫、消防本部倉庫に備蓄物資を集中的に備蓄している。

しかし、東日本大震災や熊本地震では、地震や津波の影響による道路の寸断や物資の仕分け、搬送体制の確保、避難所ニーズの把握に時間を要したことから、避難所へ迅速かつ的確に物資を届けることができなかった。

このため、本市においては、備蓄物資の分散備蓄を図ることとし、給食センターや拠点避難所となる小中学校の空きスペースの活用を図るとともに、新たな備蓄倉庫の整備について検討する。

5. 流通備蓄について

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。

本市では、民間事業者等とあらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みを整えている。

現在、資料編2「災害支援協定一覧」のとおり市域内の民間事業者や全国展開している事業所等と、生活必需物資や資器材等の供給に関する協定等を締結しているが、今後も引き続き災害に備え、流通備蓄体制の強化を図るものとする。

また、市の備蓄を補完する物資として流通備蓄の確保を図るために、これまで締結している協定等の内容を検証し、実効性のある流通備蓄に努めるとともに、円滑な供給体制の確保を図る。

6. 市民・自主防災組織（自治会等）・事業所等による備蓄

(1) 市民による備蓄

ア 発災初期においては、流通機能が麻痺し、必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日分（推奨1週間分）の備蓄に努める。

イ 家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

ウ 特に乳幼児や高齢者、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、粉ミルク、ほ乳

瓶、紙オムツや医薬品などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーを持つ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄にも努める。

エ 避難の際、すぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

表3 備蓄物資の具体例

食 料 品 等	主食	アルファ化米、レトルト食品（白米、おかゆ）、乾パン等
	副食	レトルト食品（カレー等）、スープ類（味噌汁等）、缶詰（魚介類、肉類等）、梅干し、漬物、乾物類等
	飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
	その他	あめ、チョコレート、スナック菓子、果物缶詰等
生 活 必 需 品 等	貴重品類	現金、預金通帳、印鑑、保険証等
	避難用具	携帯電話・充電器、携帯ラジオ（FM・AM付）、懐中電灯、予備電池、ヘルメット、防災ずきん等
	衣類	下着類、防寒着、防寒具、雨具等
	救急用具	消毒液、傷薬、湿布薬、包帯、ばんそうこう、風邪薬、胃腸薬、常備薬等
	生活用具	万能ナイフ、マッチ、ライター、滑り止め付軍手、ビニールシート、ひも、ガムテープ、ティッシュ、裁縫道具、洗面用具、毛布等
	生活用品	ほ乳瓶、タオル類、洗面用具、ガスコンロ等
その他	乳幼児用品、高齢者用品、女性用品、筆記用具、非常持出袋等	

（2）自主防災組織（自治会等）による備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織（自治会等）の組織単位で資器材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

（3）事業所等による備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間、事業所内にとどまっておくことが望ましい。このため、事業所等は、事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分（推奨1週間分）の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

表4 事業者が用意するもの

食料・飲料水	3日分以上
資器材等	医薬品、携帯トイレ、毛布、防水シート、テント、ラジオ、乾電池、ヘルメット、軍手、長靴、自転車、衛生用品（トイレトーパー等）、自家発電機、燃料（自家発電機用）、その他必要な物

表5 従業員（個人）が用意するもの

服 装	防寒着、雨具、手袋、歩きやすい靴、リュック等
携 帯 品	地図、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯食料、飲料水等
そ の 他	現金、カイロ、タオル、ウェットティッシュ等

7. 公的備蓄物資の啓発

災害時に公的備蓄物資を活用するのは、主に地域住民であることから、地域住民が備蓄場所、食料の調理方法、資器材の操作方法等を把握していることが望ましい。

このため市は、自主防災組織等が実施する防災関連事業などにおいて公的備蓄物資の紹介や操作方法の説明と併せて、市民や自主防災組織等が備蓄すべき品目や数量について啓発を行い、災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、積極的に防災意識の高揚及び情報の共有を図るものとする。

資料編 1 公的備蓄の状況

平成29年 3月 1日現在

区分	品 目		備蓄量	備蓄目標数量	
	内 訳	内 容			
食料品等	食料（主食）	一般向け	アルファ化米	9,000 食	90,876 食
			乾パン	0 食	
			エマージェンシークッキー	1,000 食	
		アレルギー対応		0 食	1,855 食
		要配慮者向け		0 食	2,488 食
	粉ミルク	一般向け		0 g	49,231 g
		アレルギー対応		0 g	5,470 g
	飲料水	2 リットルペットボトル		6,156 ℓ	0 本
500 ミリリットルペットボトル		12 ℓ	96,000 ℓ		
生活必需品	毛布（エマージェンシーブランケット等も可）		405 枚	16,000 枚	
	紙オムツ	乳幼児用	0 枚	9,900 枚	
		大人用	0 枚	6,490 枚	
	女性用品		0 枚	14,410 枚	
	ほ乳瓶		0 本	391 本	
	トイレトーパー		0 ロール	3,000 ロール	
	簡易トイレ用汚物処理袋（強力汚物処理剤含む）		0 枚	229,760 枚	
	マスク		0 枚	48,000 枚	
	ボディタオル		0 枚	48,000 枚	
	ウェットタオル		0 枚	48,000 枚	
	飲料水袋	給水袋（6ℓ用）	5,600 袋	23,400 袋	
		バルーン（1,000ℓ用）	9 基	25 基	
ごみ袋		0 枚	48,000 枚		
避難所用資器材	炊き出し用釜		0 基	29 基	
	カセットコンロ		0 台	4 台	
	カセットガス		0 本	12 本	
	鍋		0 個	4 個	
	発電機		0 基	13 基	
	携行缶（ガソリン用）		0 個	26 個	
	投光機		0 基	13 基	
	コードリール（50m）		0 個	26 個	
	ブルーシート（5.25×5.3m）		0 枚	65 枚	
	間仕切り	段ボール製	0 張	14,646 張	
		テント	0 室	771 室	
	マット（間仕切りテント用）		0 枚	1,542 枚	
	救急箱		16 セット	13 セット	
	簡易トイレ		83 セット	156 セット	
	トイレテント		38 張	156 張	
その他	サバイバルシート（避難タワー等備蓄分）		1,540 枚		
	非常用トイレ	ユニバーサルタイプ	2 セット		
		オストメイトタイプ	1 セット		
	簡易トイレ（避難タワー等備蓄分）		16 セット		
	簡易テント（避難タワー等備蓄分）		16 セット		
	非常用電池（マグネシウム空気電池）		44 個		
	非常用照明（ランタン：避難タワー等備蓄分）		16 基		
	投光機（バルーンライト：後方支援拠点備蓄分）		2 台		
ブルーシート（避難タワー等備蓄分）		54 枚			

資料編 2 災害支援協定一覧

平成29年 3月 1日現在

No.	協 定 等 名 称	協 定 先	締結年月日
1	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社塩見工務店	昭和49年 7月 5日
2	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社クリーン日向	昭和62年 3月17日
3	災害対策基本法に基づく応急措置に関する協定書	有限会社梶原建設クレーン	昭和62年 3月17日
4	宮崎県市町村防災相互応援協定	宮崎県内市町村	平成 8年 8月29日
5	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	宮崎県内水道事業者	平成10年 7月24日
6	災害時における日向市内郵便局と日向市の相互協力に関する覚書	日向市内郵便局	平成13年 3月 2日
7	宮崎県消防相互応援協定	宮崎県内市町村	平成18年 5月19日
8	日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定	日向東臼杵圏域5市町村	平成19年 7月20日
9	災害時における応援に関する協定	大阪府泉大津市・八興運輸株式会社	平成23年10月17日
10	日向市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	平成23年11月16日
11	災害時における物資の供給に関する協定書	カンショク株式会社	平成25年 4月26日
12	災害時における救援物資の提供に関する協定書	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	平成25年 4月26日
13	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社八興商事	平成25年 4月26日
14	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成25年 5月21日
15	災害時における救援物資の提供に関する協定書	サントリービバレッジサービス株式会社	平成25年 5月21日
16	災害時における物資の供給に関する協定書	平林食品株式会社	平成25年10月21日
17	災害時における災害緊急放送に関する協定	株式会社ケーブルメディアワイワイ	平成25年12月18日
18	災害対策の支援に関する協定書	日向設備士会	平成26年10月28日
19	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設業協会	平成27年 3月31日
20	災害対策の支援に関する協定書	日向地区建設事業協同組合	平成27年 3月31日
21	災害対策の支援に関する協定書	日向管工事協同組合	平成27年 3月31日
22	災害時におけるLPガス供給活動等に関する協定書	社団法人宮崎県エルピーガス協会日向支部	平成27年 3月31日
23	災害時における物資の供給に関する協定書	日向市商店会連合会	平成27年 3月31日
24	災害対策の支援に関する協定書	日向市東郷町冠会	平成27年 3月31日
25	災害時における救援物資提供に関する協定	宮崎県農協果汁株式会社	平成28年 4月13日
26	災害時における救援物資提供に関する協定	株式会社伊藤園	平成28年 4月28日
27	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	全国21自治体	平成28年 6月 6日
28	災害時における支援協力に関する協定書	イオン九州株式会社	平成28年 8月30日
29	日向市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	平成28年 8月30日
30	災害時における青年会の協力に関する協定	一般社団法人日向青年会議所・日向商工会議所青年部・日向木の芽会	平成28年12月20日
31	大規模災害時における行政手続相談等に関する協定	宮崎県行政書士会	平成29年 1月12日

資料編3 災害対応型自動販売機一覧

平成29年3月1日現在

No.	施設名／設置場所	設置業者	設置台数	備 考
1	お倉ヶ浜総合公園旧管理等	(株)伊藤園	1	
2	大王谷運動公園駐車場	(株)伊藤園	1	
3	消防庁舎2階	(株)伊藤園	1	
4	ひゅうが東臼杵広域連合 清掃センター休憩所	宮崎県農協果汁(株)	1	
5	道の駅日向駐車場	サントリービバレッジ サービス(株)	1	平成29年4月1日設置
6	日向市文化交流センター 大ホール	サントリービバレッジ サービス(株)	1	平成29年4月1日設置
7	道の駅とうごう詩季彩	高原ミネラル(株)	1	平成29年4月1日設置

日向市防災会議条例

昭和38年4月1日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、日向市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 日向市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 宮崎県の知事の部内の職員
 - (3) 日向警察署長
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、40人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月28日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月1日条例第31号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第49号)

この条例は、平成18年2月25日から施行する。

附 則(平成19年6月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月14日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

日向市地域防災計画改定検討委員会設置規程

平成23年5月25日訓令甲第11—2号

(設置)

第1条 日向市地域防災計画（以下「計画」という。）の改定を検討するため、日向市地域防災計画改定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 計画の改定方針及び改定案に関すること。
- (2) 関係資料の収集に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

2 前項の所掌事務に係る経過及び結果は、日向市防災会議に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 総合政策部長
- (4) 市民環境部長
- (5) 健康福祉部長
- (6) 商工観光部長
- (7) 農林水産部長
- (8) 建設部長
- (9) 東郷総合支所長
- (10) 上下水道局長
- (11) 教育部長
- (12) 消防長
- (13) その他市長が必要と認める職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を必要に応じて招集し、会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、識見を有する者の出席を求め、意見を聴くこ

とができる。

(幹事会)

第5条 第2条第1項各号に規定する所掌事務を調整するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、総務部長、防災推進課長及び各部の幹事課長（日向市行政組織規則（平成18年日向市規則第29号）第4条第1項に規定する幹事課の長をいう。）をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、総務部長をもって充てる。

4 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、あらかじめ幹事長が指名した者がその職務を代理する。

5 幹事長は、必要があると認めたときは、職員又は計画関係者の幹事会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部防災推進課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年11月2日訓令第33号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第13号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月26日訓令第18号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第16号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

日向市災害対策本部条例

昭和38年4月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223）第23条の2第8項の規定に基づき、日向市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月19日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月14日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。